⑸　⑴のＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数からデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数とする。

４　コア局設置ＣＷＤＭの設備量算定

⑴　コア局ごとに、当該局に属するＣＷＤＭ設置収容局のメタルＩＰ音声系ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数、メタルＩＰ音声系ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及びメタルＩＰ音声系ＣＷＤＭユニット数（当該コア局設置ＣＷＤＭに対向するものに限る。）を、それぞれ全ての当該局に属するＣＷＤＭ設置収容局について合算したものを、当該局のメタルＩＰ音声系収容局対向ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数、メタルＩＰ音声系収容局対向ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及びメタルＩＰ音声系収容局対向ＣＷＤＭユニット数とする。

⑵　コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス、光ＩＰ電話及び光地域ＩＰサービスの最繁時帯域から定まるコア局渡りＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数をＣＷＤＭ低速10Ｇカード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りＣＷＤＭ低速10Ｇカード数とする。

⑶　コア局間で伝送される専用線サービスの最繁時帯域から定まるコア局渡りＣＷＤＭＳＴＭ－１インタフェース数をＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード当たり最大収容ＳＴＭ－１インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数とする。

⑷　⑵及び⑶で算定したコア局渡りＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及びコア局渡りＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数の合計に２を乗じたものをコア局渡りＣＷＤＭ高速インタフェース波長数とし、これをＣＷＤＭ高速インタフェース最大波長数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りＣＷＤＭユニット数とする。

⑸　⑵のコア局渡りＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数からデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものをメタルＩＰ音声系コア局渡りＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数とし、これに⑴のメタルＩＰ音声系収容局対向ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数を加えたものを、当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数とする。